

令和7年1月8日

高崎信用金庫

お客さま各位

地域金融機関との「相続手続共通化」の拡大について

高崎信用金庫は、令和6年4月1日より、群馬銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫と相続手続における事務の共通化を開始しておりますが、今般、利便性の更なる向上を図るため、群馬県内に本店を置くすべての信用金庫および信用組合を加えて取扱いをすることといたしましたので、お知らせします。

当金庫では、今後もお客さまの利便性向上に向けたサービスの提供に取り組んでまいります。

記

1. 参加金融機関 令和6年4月1日より実施

群馬銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、高崎信用金庫

【今回の参加金融機関】 令和7年1月20日より実施

アイオー信用金庫、北群馬信用金庫、館林信用金庫、利根郡信用金庫

あかぎ信用組合 群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合、群馬県医師信用組合

2. 共通化の目的

相続手続において、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なる等の煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減できるよう共通化します。

3. 共通化の概要

- (1) 「相続手続依頼書」の書式・記入方法の共通化
- (2) ご提出いただく確認書類の共通化

4. その他

本件は相続手続を共同で行うものではないため、各金融機関への書類の提出は必要です。また、被相続人さまのお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合がございます。

<本件に関するお問い合わせ先>

高崎信用金庫 事務管理部 TEL 027-360-3442

以 上